

# サムスン vs アップル， 韓国特許訴訟の一審判決の解説



韓国弁理士 朴 炳錫<sup>\*</sup>，会員 三宅 正之

## 要 約

携帯電話やスマートフォンなどのハイテク製品は、一つの製品にいくつもの特許権が使われている。そのため、競合会社間で特許権侵害訴訟が始まると、対象となる権利が多数にのぼるとともに、被告による反訴も行われるため、いきおい訴訟は複雑化する。

さらに、経済のグローバル化を反映して同種の訴訟が、いくつかの国で同時に提起される可能性がある。スマートフォン関連の特許権、デザイン権の侵害・非侵害を巡り、サムスンとアップルの間で繰り広げられている特許権等侵害訴訟は、その典型であると言える。

本稿では、2012年8月24日に一審判決があったサムスン対アップルの韓国特許訴訟の一審判決について解説するとともに、そこから得られる教訓について考察してみたい。

## 目次

1. はじめに
2. アップル（原告）⇒サムスン（被告）
3. サムスン（原告）⇒アップル（被告）
4. 考察
5. おわりに

### 1. はじめに

2011年4月15日、米国カリフォルニア北部連邦地方裁判所（サンホセ）でのアップルの提訴から始まったサムスンとアップルの世界的な特許訴訟につき、2012年8月24日、アップルの完勝であった米国訴訟の評決の数時間前、韓国特許訴訟の一審判決<sup>(1)</sup>があった。その概要について紹介する。

### 2. アップル（原告）⇒サムスン（被告）

#### 2. 1 アップルの関連特許権とデザイン権

アップルの関連特許権は、ユーザーインタフェース関連の特許として、バウンスバック (Bounce Back) 関連特許 (KR950120) と、スライド式ロック解除 (Slide to Unlock) 関連特許 (KR993459) と、アイコン再構成 (Icon Reconfiguration) 関連特許 (KR950123) と、ヒューリスティクス (Heuristics) 関連特許 (KR950831) の4件である。

#### バウンスバック (Bounce Back) 関連特許 (KR950120) & JP4743919 B

一部の請求項以外は、新規性又は進歩性欠如により無効



発明内容：タッチスクリーンの上、又はその付近にある手指などの動きを感知し、その動きに応じて、タッチスクリーンに表示されている電子文書が第1方向に移動し、その電子文書の末端までに到達すると、その末端を越える領域が表示される。

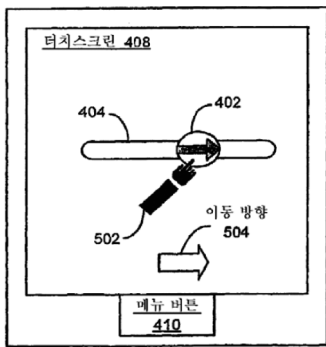
そして、その手指などの動きがそれ以上感知されなくなった後に、その末端を越える領域が表示されなくなるまで、その電子文書が第2方向に移動する。なお、電子文書がその末端を越える場合、電子文書の移動速度が遅くなる。

#### スライド式ロック解除 (Slide to Unlock) 関連特許 (KR993459) & JP 2009-521753 A

新規性又は進歩性欠如により無効

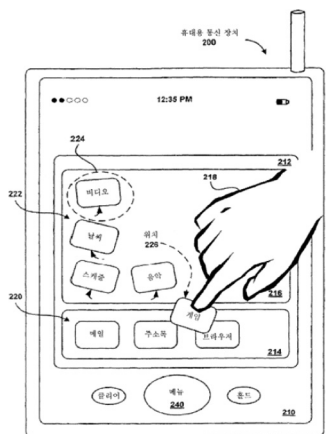
発明内容：ユーザーインタフェースがロック状態である時

<sup>\*</sup> ヴェリタス (VERITAS) 国際特許法律事務所



に、タッチ感知ディスプレイがタッチを感知すると、そのタッチに応じ、設定経路に沿って、アンロックイメージを移動させ、ユーザーインタフェースをアンロック状態に変え、ロックを解除する。

アイコン再構成 (Icon Reconfiguration) 関連特許 (KR950123) & JP 2009-522666 A



発明内容：タッチ感知ディスプレイ上に表示されている複数のアイコンの中で一つのアイコンにタッチが長く感知されると、アイコン再構成モードに入り、前記複数のアイコン中の少なくとも一つのアイコンを、他の複数のアイコンの位置に移動させる。

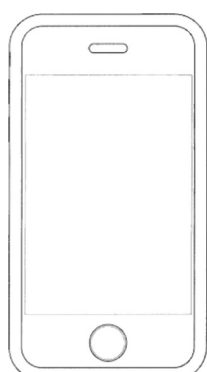
動させる。

ヒューリスティクス (Heuristics) 関連特許 (KR950831) & JP 2010-503127 A  
新規事項追加により無効

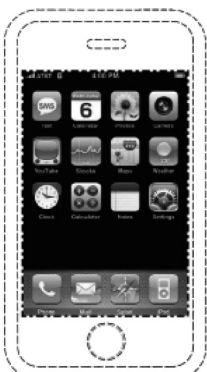


発明内容：タッチスクリーンに手指のタッチが感知されると、そのタッチに対してヒューリスティクスを適用し、命令を判断してその命令を処理する。ヒューリスティクスは、1次元垂直スクリーンスクロール命令に関するヒューリスティクスと、2次元スクリーン移動命令に関するヒューリスティクスと、アイテム集合内のアイテムディスプレイ命令に関するヒューリスティクスを含む。

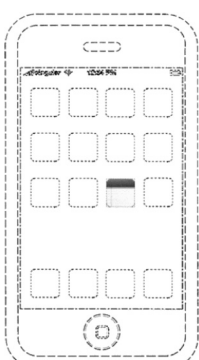
そして、デザイン権は、スマートフォンの形状関連デザイン (KR469568) と、アイコン配列関連デザイン (KR507156) と、メモアイコン関連デザイン (KR507164) と、電話アイコン関連デザイン



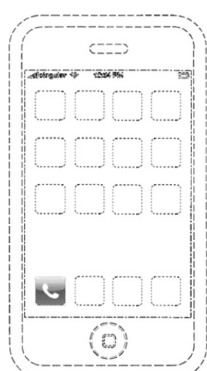
形状関連デザイン  
KR469568



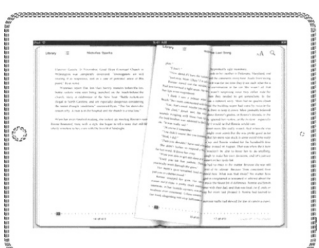
アイコン配列関連デザイン  
KR507156



メモアイコン関連デザイン  
KR507164



電話アイコン関連デザイン  
KR507166



ページ捲り関連デザイン  
KR602290 の M10



ページ捲り関連デザイン  
KR602290 の M12

(KR507166)と、ページ捲り関連デザイン(KR602290のM10とM12)などの6件である。(データベースの関係で、ファミリーの調査できず。)

## 2. 2 訴訟対象のサムスンの製品

訴訟対象となったサムスンの製品は、Galaxy S2 ; S Hoppin,S,K,U,ACE,Gio,Neo,A ; Nexus S ; Galaxy Tab,Galaxy Tab 10.1 である。このうち、Galaxy S2 に対して、バウンスバック(Bounce Back)関連特許の一部の請求項に基づく特許権侵害により、販売差し止めが言い渡された。

## 2. 3 一審裁判所の判断

### 2. 3. 1 特許権関連

裁判所は、侵害につき、アイコン再構成(Icon Reconfiguration)関連特許権以外に対してはサムスンの侵害を認めた。

しかしながら、サムスンの侵害が認められた特許権の権利行使につき、バウンスバック(Bounce Back)関連特許の中、電子文書の末端を越える場合、電子文書の移動速度が遅くなることに関する、一部の請求項以外は、先行発明である‘Launch Tile E-mail Application’、及び‘Lila’関連発明に基づいて、スライド式ロック解除(Slide to Unlock)関連特許は、先行発明である‘Neonode’社の携帯電話、及びPlaisant文献などに基づいて、新規性又は進歩性欠如の無効理由があり、ヒューリスティクス(Heuristics)関連特許は、出願時の明細書に記載された‘最初の動き角度に基づいて’が、2回の補正により、‘最初の動き角度にだけ基づき、最初の動きの後に感知される他の全ての動きに関わらず’と変更されたのに基づいて、新規事項追加の無効理由があつて、無効理由のあることが明確な特許権に基づいて権利行使をするのは、権利の濫用にあたり認められないと判示した。

結果として、裁判所は、バウンスバック(Bounce Back)関連特許の一部請求項に基づく特許権だけに対して、アップルの請求を認める判決をした。

### 2. 3. 2 デザイン権関連

アップルの登録デザイン中、スマートフォンの形状

関連デザインは、①コーナーの角が丸くされた直四角形の形状であること、②直四角形の形状を囲むベゼル(bezel)があること、③正面に大きな画面があること、④画面の上に左右方向でスピーカーの長穴があること、⑤正面の下に円形の操作ボタンがあること、などにデザイン的な特徴があるが、その中、①、②、③、④は、提出された先行デザインを見ると、既に公知であるだけでなく、タッチスクリーンを有する携帯電話には通常に採用される形態であつて、変形の余地が大きくない反面、下段の操作ボタンにおいては、多様な変形が出来る可能性があることで、そうした操作ボタンの構成やデザインにより、全体的な審美感の差をもたらすことができ、サムスンの製品に付いている三つのボタンは、アップルのその円形ボタンとは違いがあることで、侵害を認めなかった。

そして、アイコン配列関連デザインについては、アイコン配列の形だけでなく、個々のアイコンの具体的な模様も保護範囲として登録されていることで、サムスンの製品などに採用されているアイコンの具体的な模様を見ると、アップルのそのデザインに類似するとは言えないと判決し、メモアイコン関連デザインについては、その登録デザインは‘legal pad’を連想させる反面、サムスン製品のメモアイコンは茶色のボードにメモ紙を貼って置いた形状を連想させるので、同一・類似ではないと判示した。

一方、電話アイコン関連デザイン及びページ捲り関連デザインについては、サムスン製品の該当部分はそのデザインと類似であるとして侵害を認めたが、サムスンが提出した先行デザインから容易に創作でき、創作非容易性欠如の無効理由があつて、そのデザイン権に基づいて権利を行使するのは、権利の濫用にあたるため、正当な権利行使と認められないと判示した。

結果として、裁判所は、デザイン権に対しては、アップルの全ての請求を棄却した。

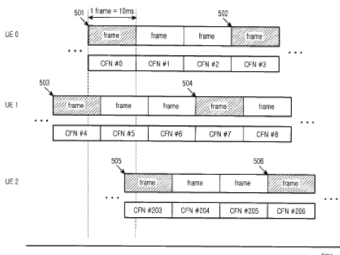
## 3. サムスン(原告)⇒アップル(被告)

### 3. 1 サムスンの関連特許権

サムスンの関連特許権は、3GPP 通信関連の標準特許4件(KR922975, KR913900, KR330234, KR933144)と、データサービス提供方法関連の非標準特許1件(KR273973)である。

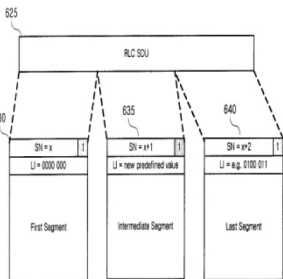


KR922975 & JP 4101825 B



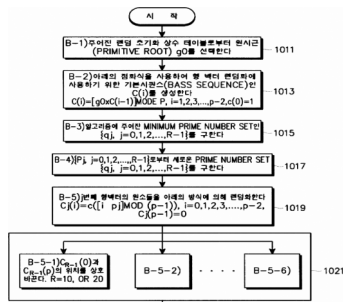
発明内容：非スケジューリング伝送を通じて、データを伝送することができる方法と装置に関する。無線網制御機は、N個の伝送区間 (TTI) からなっている特定周期以内で、端末機が、非スケジューリング伝送により、データを伝送することができるk個のTTIを表す非スケジューリング伝送情報を生成して、基地局と端末機に伝送する。端末機は、非スケジューリング伝送情報を受信し、上記周期以内のk個のTTIで、非スケジューリング伝送モードでデータを伝送する。

KR913900 & JP 4642898 B



発明内容：パケットサービス (Packet Service) を支援する移动通信システムに関する。特に、無線リンク上のプロトコルデータユニット (PDU) のヘッダのサイズを減らして、無線通信を効率的に使用する為のパケットデータ送受信方法及び装置に関する。

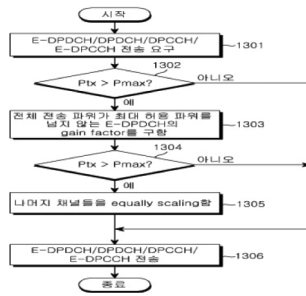
KR330234 & JP 3359912 B



発明内容：2次元インターリーブリング (Interleaving) 方法において、入力フレームのデータビットらを複数のグループらに分け、グループらを順次的にメモリに保存し、グループらのデータビットらに対して規則により位置を変更する。該当グループら中、少なくとも最終グループの最終位置にあるデータビットは、最終位置より先の位置に移し、該当グループらを決まっている順番で選んで、選ばれたグループのデータビットら中、一つのデータビットを選ぶことを含む。

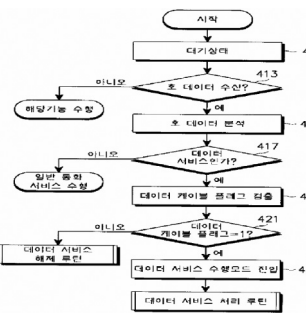
KR933144 & JP 4299270 B, JP 4594418 B

発明内容：上向リンクサービスを支援する移动通信システム



の端末機から、複合自動再伝送要求 (HARQ) を支援しない第1チャンネルと、HARQを支援する第2チャンネルを伝送する方法に関する。

KR273973 対応日本出願なし



発明内容：無線端末機にデータサービス提供方法に関する。特に、パソコンと通信連結され、データサービスを提供する無線端末機において、データサービスができるかどうかを判断し、該当データサービスを提供する方法に関する。

3. 2 訴訟対象のアップルの製品

訴訟対象となったアップルの製品は、iPhone 4 ; iPhone3GS ; iPad1 ; iPad2 であり、これらに対して、販売差し止めを言い渡した。

3. 3 一審裁判所の判断

裁判所は、標準特許4件については、アップル製品の侵害を認めたが、非標準特許については、侵害を認めなかった。ただ、標準特許4件中、2件に対しては、新規性欠如の無効理由があって、その特許権に基づく権利行使は、権利濫用になることで、正当な権利行使と認められないと判示した。

一方、アップルの特許権消尽の抗弁について、2011年5月1日より輸入・販売されたアップル製品のモデムチップは、Intelの子会社であるIMCが製作した物で、IntelのライセンスがIMCにまで拡張されたと認められる証拠がなく、Intelが、IMCにモデムチップを製造させ、IA又はアップルに納品するようにさせた行為は、ライセンス契約上許容された製造委託範囲を超えることなので、そのモデムチップはIntelライセンス製品である物だとは言えない。更に、IntelライセンスがIAにまで拡張されたと認められる証拠がない以上、IAがそのモデムチップをアップルに直接

販売したことを、適法な権利者による販売であるとも言えないことで、特許権消尽理論が適用される余地がないと判示した。

なお、サムスンの標準特許に関する FRAND (Fair, Reasonable, and Non-discriminatory terms) 宣言<sup>(2)</sup>について、① (ライセンス契約締結の擬制が出来るかどうか) FRAND 宣言の準拠法はフランス法であり、フランス法によるライセンス契約の要件及び FRAND 宣言に対する解釈上、FRAND 宣言以後アップルが標準特許を実施した事情だけで、ライセンス契約が成立されたとは言えず、② (禁反言原則の違反か否か) フランス法上、仮に、禁反言原則が実体的な部分まで適用できるとしても、FRAND 宣言を、標準特許侵害に対する禁止請求権の放棄と見なせないで、侵害者に対する禁止請求がそのまま禁反言原則の違反に繋がるとは言えないことであり、③ (権利濫用か否か) サムスンが標準特許について FRAND 宣言をした後に、アップルを対象として侵害禁止請求の訴訟を提起・維持するのが、特許制度の目的と機能を逸脱して、公正な競争秩序と取引秩序を乱すこととなり、相手に対しての信義誠実原則の違反になったり、社会秩序に反することになるとは断定的に言えない。従って、サムスンが標準特許の侵害を前提として侵害禁止を求めていることに対し、FRAND 宣言に違反する行為として権利濫用になるとは言えないと判示した。

結果として、裁判所は、標準特許 2 件に対して、サムスンの請求を認める判決をした。

#### 4. 考察

今回の判決を読んで最も感じることは、侵害非侵害の判断が、原告の特許権の技術的範囲に対する被告製品の充足性よりも、むしろ多くの判断が、原告の特許権行使が、新規性又は進歩性欠如を理由に権利濫用にあたるため認められないとして、権利行使を制限している。この権利無効による権利濫用の抗弁は、日本でもキルビー判決以降、特許権侵害訴訟で盛んに主張されるようになったが、技術が高度化複雑化してくると特許権の技術的範囲に対する被告製品の非充足性を争うより、特許権の無効理由を探す方が、訴訟上の戦法としては有利であるからであろうか。「充足しない」ことを証明するよりも「無効理由がある」ことを証明する方が簡単と考えられているからであろう。一般に、「ない」ことの証明より、「ある」ことの証明のほ

うが、簡単であると言われている。侵害訴訟を起こしたときに、被告側から、簡単に権利無効による権利濫用の抗弁を主張されないためにも、特許出願前における緻密なクレームドラフティングの検討、先行技術調査が必要である。

また、今回の訴訟では標準特許に関する裁判所の判断も注目された。無線通信関連の標準特許ではいわゆる FRAND 宣言が問題となり、韓国と米国では、正反対の判断が出された。FRAND は、「公正で合理的で非差別的な (Fair, Reasonable, and Non-discriminatory terms)」の略語で、標準特許の権利者が当該特許権の利用者を一部の人に差別的に適用できないように規定するものである。今回の訴訟では、裁判所は、サムスンが標準特許の侵害を前提として侵害禁止を求めていることに対し、FRAND 宣言に違反する行為として権利濫用になるとは言えないと判示した。しかしながら、サムスンの強みである無線通信関連特許はそのほとんどが必須標準特許であり、サムスンはそれらの特許について、FRAND 宣言している。そのため、今後、これらの特許権侵害に関してどのように訴訟を展開するのかに注目が集まっている。

また、米国陪審員団は、サムスンがこれらの標準特許で市場を独占化しており独占禁止法違反と結論しており、今後の行方が注目される。

#### 5. おわりに

本稿では、サムスンとアップルの韓国特許訴訟の一審判決について紹介した。この判決は、アップル、サムスン共に互いの権利を侵害しているというもので、両者に対しそれぞれ相手に賠償金の支払いを命じた (アップルに 4000 万ウォン、サムスンに 2500 万ウォン)。この訴訟を含む一連のサムスンとアップルの特許訴訟、サムスンにとっては、その勝敗以上に、巨大通信企業アップルを相手に展開している訴訟を通じ、その技術力の PR、サムスンのブランド力のアップ等、得たものは大きい。

アップル、サムスンとも控訴したため、今後の韓国特許訴訟の戦いの舞台は韓国高裁になりそうだ。サムスンのホームでの裁判だけに、その行方が注目される。

#### 注

(1)サムスンもアップルも、その一審判決に対して控訴した。

(2)ITU や ARIB などの多くの標準化団体で制定している IPR  
ポリシーの1つ。

(原稿受領 2012. 10. 23)

## パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長  
会誌編集部担当 須藤 浩

記

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）  
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000 字以上厳守～ 20,000 字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと  
※ 400 字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又は FAX にて応募予告をしてください。  
①論文の題名（仮題で可）  
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報・支援・評価室「パテント」担当  
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706  
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。  
審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。